

# 山梨県公報

第千三百三十一号

平成十四年

十月二十八日

月 曜 日

山梨県知事 天 野 建

## 目 次

救急病院等の認定の一部改正	五七三
予防接種の業務を行う医師	五七三
予防接種の業務の承諾を撤回した医師	五七三
保安林の指定の予定	五七四
道路の区域変更(四件)	五七四
道路の供用開始(三件)	五七五
建築基準法に基づく道路位置指定	五七六
大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出	五七六
大規模小売店舗の新設に関する届出	五七六
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)	五七七

## 告 示

**山梨県告示第四百三十一号**  
 救急病院等の認定(平成十四年山梨県告示第二百四十八号)の一部を次のように改正する。  
 平成十四年十月二十八日

山梨県知事 天 野 建  
 一の表中「山梨医科大学医学部附属病院」を「山梨大学医学部附属病院」に改める。

### 山梨県告示第四百三十二号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行う旨承諾した。  
 平成十四年十月二十八日

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
山岸 三也	都留市上谷五丁目四番十四号 山岸医院
本名 浩子	都留市つる五丁目一番五十五号 都留市立病院
渡辺 憲一	富士吉田市上吉田七丁目十二番十四号 富士の森クリニック
古谷 英人	南都留郡秋山村七千七百十二番地 秋山村国民健康保険直営診療所
古屋 禎男	北都留郡丹波山村九百三番地 丹波山村国民健康保険診療所
角野 敏恵	斐崎市本町三丁目五番三号 斐崎市国民健康保険斐崎市立病院
中川 一郎	南都留郡河口湖町船津六千八百八十七番地 医療法人社団青虎会カイトノ門整形外科
福田 六花	南都留郡河口湖町船津六千八百八十七番地 医療法人社団青虎会カイトノ門整形外科
小泉 敬一	北都留郡上野原町上野原三千九百九十五番地 上野原町立病院
田中 均	甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院
岡田 郷	甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院
萩原 篤	甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院
廣瀬 衣子	甲府市増坪町三百六十六番地 市立甲府病院
清水 隆	甲府市増坪町三百六十六番地 市立甲府病院
真々田容子	甲府市増坪町三百六十六番地 市立甲府病院
宮林 寛	甲府市天神町十一番三十五号 国立甲府病院
稲見 育大	甲府市天神町十一番三十五号 国立甲府病院
小野智佳子	甲府市山宮町三千三百六十八番地 国立療養所西甲府病院
芦澤みゆき	甲府市山宮町三千三百六十八番地 国立療養所西甲府病院

### 山梨県告示第四百三十三号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十四年十月二十八日

山梨県知事 天 野 建

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
矢ヶ崎英晃	都留市つる五丁目一番五十五号 都留市立病院
寺本 真人	斐崎市本町二丁目七番九号 寺本医院
川田 康介	斐崎市本町三丁目五番三号 斐崎市国民健康保険斐崎市立病院
岩瀬 弘明	北都留郡丹波山村九百三番地 丹波山村国民健康保険診療所
大森 司	北都留郡丹波山村九百三番地 丹波山村国民健康保険診療所
大野 博	北都留郡上野原町上野原三千百九十五番地 上野原町立病院
藤村 純也	甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院
岩崎 康	甲府市増坪町三百六十六番地 市立甲府病院
松谷 淳子	甲府市増坪町三百六十六番地 市立甲府病院
齊藤 早美	甲府市天神町十一番三十五号 国立甲府病院
松下 香子	甲府市山宮町三千三百六十八番地 国立療養所西甲府病院
小林 基章	甲府市山宮町三千三百六十八番地 国立療養所西甲府病院

**山梨県告示第四百三十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成十四年十月二十八日

一 保安林の所在場所

山梨県北巨摩郡高根町清里字念場原三五四五の三五九九（次の図に示す部分に限る）。

- 二 指定の目的  
風害の防備
- 三 指定施設要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。

山梨県知事 天 野 建

- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び高根町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山梨県告示第四百三十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年十一月十八日まで一般の縦覧に供する。  
平成十四年十月二十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府玉穂中道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
中巨摩郡玉穂町大字極楽寺字神明二二一 番の四地先から 中巨摩郡玉穂町大字成島字二又七四六番の 六地先まで	三六〇・〇	二七〇・〇 六八・三	六三三・〇	六三三・〇

**山梨県告示第四百三十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年十一月十八日まで一般の縦覧に供する。  
平成十四年十月二十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 茅野小淵沢葎崎線
- 三 道路の区域



二二八五番の三地主まで

山梨県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年十一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十月二十八日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	上野原丹波山線	北都留郡上野原町大字桐原字半夏原一〇七二番の二地先から北都留郡上野原町大字桐原字半夏原一〇七一四番の二地先まで	八八・一	平成十四年十月二十八日

山梨県告示第四百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の位置  
中巨摩郡檜形町桃園字八反畑一三七〇番五及び一三七四番五
- 二 道路の幅員  
最大 六・〇五メートル 最小 五・〇〇メートル
- 三 道路の延長  
五十・三六メートル

公 告

大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出が

あつたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十四年十月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所  
1 氏名又は名称 相互産業株式会社 代表取締役 三井清次  
2 住所 中巨摩郡竜王町富竹新田一七二三番地二
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地  
1 名称 ケーヨーホームセンター竜王店  
2 所在地 中巨摩郡竜王町富竹新田字大明神河原一七二三番一
- 三 届出年月日  
平成十四年九月二十六日

大規模小売店舗の新設に関する届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年二月二十八日まで縦覧に供する。  
平成十四年十月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所  
1 氏名又は名称 相互産業株式会社 代表取締役 三井清次  
2 住所 中巨摩郡竜王町富竹新田一七二三番地二
- 二 届出の概要  
1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ケーヨーデイツー竜王店  
(二)(一) 所在地 中巨摩郡竜王町富竹新田字大明神河原一七二三番一
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
株式会社ケーヨー 代表取締役社長 武夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二八番一号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十五年七月二十七日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
三千三百三十三平方メートル

三 届出年月日  
平成十四年九月二十六日

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律  
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年十月二十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年十月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 朝田産業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市新西原四丁目六番一号
- 3 代表者の氏名 朝田裕之
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 九）第一一六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設  
工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年十月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した  
旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律  
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年十月二十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年十月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 日本土木株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市下飯田三丁目六番二号
- 3 代表者の氏名 清水道子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一一）第一五〇四号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年九月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した  
旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律  
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年十月二十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年十月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 名称 野田組
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡甲西町荊澤二百八番地五
- 3 代表者の氏名 野田静衛
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第四一七九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ  
工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年九月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止し  
た旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律  
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年十月二十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年十月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 塩島建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市横根町五百三十三番地二
- 3 代表者の氏名 塩島敏子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第五〇一六号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業  
及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年十月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した  
旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成十四年十月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年九月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 名称 有限会社小野工業
- 2 主たる営業所の所在地 山梨市下石森五番地三
- 3 代表者の氏名 小野晴樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第六六一〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年九月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年十月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十四年九月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 名称 河西設備
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡若草町藤田千七百十番地三
- 3 代表者の氏名 河西岩男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一〇)第七九三九号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十四年八月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。